

2024年5月10日

各 位

上場会社名 **ダイトーケミックス株式会社**
代 表 者 代表取締役 執行役員社長 住友朱之助
(コード番号 4366 東証スタンダード市場)
問 合 せ 先 執行役員 岩崎 正
T E L (06)6911-9310 (代表)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2024年6月25日開催予定の当社第78期定時株主総会に、下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議しましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

(1) 当社は、2024年5月10日付「監査等委員会設置会社への移行および役員人事に関するお知らせ」にて別途開示しておりますとおり、取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会の構成員とすることにより、取締役会の監督機能を強化し、更なる監視体制の強化を通じてより一層のコーポレート・ガバナンスの充実を図るため、2024年6月25日開催予定の当社第78期定時株主総会の承認を条件として、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行することを決定いたしました。

これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員である取締役および監査等委員会に関する規定の新設ならびに監査役および監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものであります。

(2) 単元未満株式について行使できる権利を明確にするため、変更案第9条を新設するものであります。

(3) 取締役として有用な人材の招聘を容易にし、その期待される役割を十分発揮できるよう、取締役会の決議によって法令の定める範囲で責任を免除することができる旨の規定として、変更案第31条第1項を新設するとともに、業務執行取締役等以外の取締役との間で責任限定契約を締結することを可能とするため、現行定款第29条を変更案第31条第2項のとおり変更するものであります。なお、当該新設および変更につきましては、各監査役の同意を得ております。

(4) その他、上記の各変更に伴う条数の変更、字句の修正等所要の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 2024年6月25日(火) <予定>

定款変更の効力発生日 2024年6月25日(火) <予定>

以 上

【別紙】

(下線は変更部分です。)

現行定款	変更案
<p>第1章 総則 第1条～第3条 (条文省略)</p>	<p>第1章 総則 第1条～第3条 (現行どおり)</p>
<p>(機関の設置)</p>	<p>(機関の設置)</p>
<p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、取締役会、<u>監査役、監査役会</u>および会計監査人を置く。</p>	<p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、取締役会、<u>監査等委員会</u>および会計監査人を置く。</p>
<p>第5条 (条文省略)</p>	<p>第5条 (現行どおり)</p>
<p>第2章 株式</p>	<p>第2章 株式</p>
<p>第6条～第8条 (条文省略)</p>	<p>第6条～第8条 (現行どおり)</p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(単元未満株式についての権利)</u></p>
<p>第9条～第11条 (条文省略)</p>	<p><u>第9条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</u></p>
<p>第3章 株主総会</p>	<p><u>(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利</u></p>
<p>第12条～第18条 (条文省略)</p>	<p><u>(2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</u></p>
<p>第4章 取締役および取締役会 (員数)</p>	<p><u>(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</u></p>
<p>第19条 当社の取締役は、7名以内とする。</p>	<p><u>(4) 次条に定める請求をする権利</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>第10条～第12条 (現行どおり)</p>
<p>(選任方法)</p>	<p>第3章 株主総会</p>
<p>第20条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。</p>	<p>第13条～第19条 (現行どおり)</p>
<p>(新設)</p>	<p>第4章 取締役および取締役会 (員数)</p>
<p>第20条 取締役は、7名以内とする。</p>	<p>第20条 当社の取締役<u>(監査等委員である取締役を除く。)</u>は、7名以内とする。</p>
<p>(新設)</p>	<p><u>2 当社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。</u></p>
<p>(選任方法)</p>	<p>(選任方法)</p>
<p>第20条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。</p>	<p>第21条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって</u></p>

現行定款	変更案
<p>2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p>	<p>選任する。</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>3 (現行どおり)</p>
<p>(任期)</p> <p>第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p>	<p>(任期)</p> <p>第22条 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p>
<p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p>
<p>(新設)</p>	<p>3 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</p>
<p>第22条 (条文省略)</p>	<p>第23条 (現行どおり)</p>
<p>(報酬等)</p> <p>第23条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>(報酬等)</p> <p>第24条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p>
<p>第24条 (条文省略)</p>	<p>第25条 (現行どおり)</p>
<p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第25条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。 ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役および監査役<u>の全員の同意</u>があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p>	<p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第26条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。 ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p>

現行定款	変更案
<p>(新 設)</p>	<p><u>(重要な業務執行の決定の委任)</u> <u>第 27 条 取締役会は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、その決議によって重要な業務執行（同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u></p>
<p>第 26 条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第 27 条 取締役会における議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成し、出席した取締役および監査役は、これに記名押印または電子署名を行う。</p>	<p>第 28 条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第 29 条 取締役会における議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成し、出席した取締役は、これに記名押印または電子署名を行う。</p>
<p>第 28 条 (条文省略)</p> <p>(社外取締役の責任免除)</p> <p>第 29 条 (新 設)</p> <p>当社は、社外取締役との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約書を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令の定める最低責任限度額とする。</p>	<p>第 30 条 (現行どおり)</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第 31 条 <u>当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p>
<p>当社は、社外取締役との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約書を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令の定める最低責任限度額とする。</p>	<p>2 <u>当社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令の定める最低責任限度額とする。</u></p>
<p><u>第 5 章 監査役および監査役会</u> <u>(員数)</u></p>	<p>(削 除) (削 除)</p>
<p><u>第 30 条 当社の監査役は、5 名以内とする。</u></p>	
<p><u>(選任方法)</u></p> <p>第 31 条 <u>監査役は、株主総会の決議によって選任する。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p>2 <u>監査役を選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>	
<p><u>(任期および常勤の監査役)</u></p>	<p>(削 除)</p>

現行定款	変更案
<p><u>第 32 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p><u>2 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p><u>3 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p> <p><u>(報酬等)</u></p>	
<p><u>第 33 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p><u>(監査役会の招集通知)</u></p>	(削 除)
<p><u>第 34 条 監査役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p><u>2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u></p> <p><u>(監査役会の決議方法)</u></p>	(削 除)
<p><u>第 35 条 監査役会の決議は、法令に別段の定めある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p> <p><u>(監査役会の議事録)</u></p>	(削 除)
<p><u>第 36 条 監査役会における議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成し、出席した監査役は、これに記名押印または電子署名を行う。</u></p> <p><u>(監査役会規程)</u></p>	(削 除)
<p><u>第 37 条 監査役会に関する事項は、法令または本定款に別段の定めある場合を除き、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p> <p><u>(社外監査役の責任免除)</u></p>	(削 除)
<p><u>第 38 条 当社は、社外監査役との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約書を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令の定める最低責任限度額とする。</u></p>	

現行定款	変更案
<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p style="text-align: center;"><u>第 5 章 監査等委員会</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(常勤の監査等委員)</u></p> <p><u>第 32 条 監査等委員会は、その決議によって、常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(監査等委員会の招集通知)</u></p> <p><u>第 33 条 監査等委員会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p><u>2 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(監査等委員会の決議方法)</u></p> <p><u>第 34 条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その監査等委員の過半数をもって行う。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(監査等委員会の議事録)</u></p> <p><u>第 35 条 監査等委員会における議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成し、出席した監査等委員は、これに記名押印または電子署名を行う。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(監査等委員会規程)</u></p> <p><u>第 36 条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款に別段の定めある場合を除き、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u></p>
<p style="text-align: center;">第 6 章 会計監査人</p> <p>第 39 条～第 40 条 (条文省略)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第 41 条 会計監査人の報酬等は、取締役会が<u>監査役会</u>の同意を得て決議する。</p> <p style="text-align: center;">第 7 章 計 算</p> <p>第 42 条～第 43 条 (条文省略)</p>	<p style="text-align: center;">第 6 章 会計監査人</p> <p>第 37 条～第 38 条 (現行どおり)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第 39 条 会計監査人の報酬等は、取締役会が<u>監査等委員会</u>の同意を得て決議する。</p> <p style="text-align: center;">第 7 章 計 算</p> <p>第 40 条～第 41 条 (現行どおり)</p>

現行定款	変更案
<p>(<u>剰余金</u>の配当の除斥期間)</p> <p>第 44 条 <u>剰余金</u>の期末配当または中間配当は、その支払開始の日から満 3 カ年を経過してもなお受領されない時は、当会社はその支払いの義務を免れる。</p>	<p>(<u>配当金</u>の除斥期間)</p> <p>第 42 条 <u>配当財産が金銭である場合は</u>、その支払開始の日から満 3 カ年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払いの義務を免れる。</p>

以 上